第七十二条の二十三第一項及び第二項中「第七十二条の十二第一号ハ」を「第七十二条の十二第三号」に改める。

第七十二条の二十四の二中「第七十二条の十二第二号」を「第七十二条の十二第四号」に改める。

第七十二条の二十四の四中「第七十二条の十二第一号ハ」を「第七十二条の十二第三号」に改める。

第七十二条の二十四の七第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「電気供給業」の下に「（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）」を加え、同条第八項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同項第一号中「及び第三項各号」を「、第三項各号に掲げる法人の区分に応じて当該各号に定める率及び第四項各号」に改め、同項第二号中「第三項第一号ハ」を「第四項第一号ハ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一　第七十二条の二第一項第三号イに掲げる法人　次に掲げる金額の合計額

イ　各事業年度の収入金額に百分の〇・七五の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

ロ　各事業年度の付加価値額に百分の〇・三七の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

ハ　各事業年度の資本金等の額に百分の〇・一五の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

二　第七十二条の二第一項第三号ロに掲げる法人　次に掲げる金額の合計額

イ　各事業年度の収入金額に百分の〇・七五の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

ロ　各事業年度の所得に百分の一・八五の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

第七十二条の二十四の十一第一項中「又は所得」を「、所得又は収入金額」に改める。

第七十二条の二十五第一項中「所得割（」を「所得割等（」に、「とする」を「又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう」に、「「所得割等」という」を「「同じ」に、「収入割」を「収入割等（同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号ロに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。以下この節において同じ。）」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「収入割」を「収入割等」に改め、同条第六項中「第十四項」を「第十六項」に、「収入割」を「収入割等」に改め、同条第七項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同条第八項中「第十項」の下に「から第十二項まで」を加え、同条第九項中「所得割を申告納付すべき法人（第七十二条の二第一項第一号ロに掲げる法人を除く。）」を「第七十二条の二第一項第一号ロに掲げる法人」に改め、同条第十項中「収入割を申告納付すべき法人」を「第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業を行う法人」に改め、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十項」の下に「から第十二項まで」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十項」の下に「から第十二項まで」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「同項」を「これら」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十一項から第十三項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　第七十二条の二第一項第三号イに掲げる法人は、第一項の規定により申告納付する場合において、事務所又は事業所の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、当該事業年度の収入金額、付加価値額、資本金等の額、収入割額、付加価値割額及び資本割額その他必要な事項を記載するとともに、これに当該事業年度の収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書、貸借対照表及び損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを添付しなければならない。

12　第七十二条の二第一項第三号ロに掲げる法人は、第一項の規定により申告納付する場合において、事務所又は事業所の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、当該事業年度の収入金額、所得、収入割額及び所得割額その他必要な事項を記載するとともに、これに当該事業年度の収入金額及び所得に関する計算書、貸借対照表及び損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを添付しなければならない。

第七十二条の二十六第四項中「所得割を申告納付すべき法人（同号イに掲げる法人を除く。）」を「第七十二条の二第一項第一号ロに掲げる法人」に、「収入割を申告納付すべき法人」を「同項第二号に掲げる事業を行う法人」に、「添付しなければ」を「、同項第三号イに掲げる法人にあつては当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書、当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを、同号ロに掲げる法人にあつては当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額及び所得に関する計算書、当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを添付しなければ」に改め、同条第五項中「同項に」を「第一項に」に改め、同条第八項ただし書中「又は収入割を申告納付すべき法人」を「、同項第二号に掲げる事業を行う法人又は同項第三号イ若しくはロに掲げる法人」に改め、同条第十項中「及び収入割を申告納付すべき法人」を「、同項第二号に掲げる事業を行う法人並びに同項第三号イ及びロに掲げる法人」に改め、同条第十二項中「第七十二条の二十四の七第五項各号」を「第七十二条の二十四の七第六項各号」に改める。

第七十二条の二十八第一項中「収入割」を「収入割等」に改め、同条第二項中「第十一項まで及び第十四項から第十七項まで」を「第十三項まで及び第十六項から第十九項まで」に改め、「付加価値額、資本金等の額」とあるのは「付加価値額」と、「、付加価値額及び資本割額」とあるのは「及び付加価値額及び資本金等の額」とあるのは「及び付加価値額」と」を加え、同条第三項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項中「第十一項まで、第十五項及び第十六項」を「第十三項まで、第十七項及び第十八項」に改め、「「所得」と」の下に「、同条第十二項中「収入金額、所得、収入割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「収入金額及び所得」とあるのは「所得」と」を加える。

第七十二条の三十第一項中「付加価値割額」と」の下に「、同条第十一項中「付加価値額、資本金等の額」とあるのは「付加価値額」と、「、付加価値割額及び資本割額」とあるのは「及び付加価値割額」と、「、付加価値額及び資本金等の額」とあるのは「及び付加価値額」と」を、「所得」との下に「、同条第十二項中「収入金額、所得、収入割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「収入金額及び所得」とあるのは「所得」と」を加える。

第七十二条の三十四中「所得割を申告納付すべき法人（第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人及び収入割を申告納付すべき法人を除く。）」を「第七十二条の二第一項第一号ロに掲げる法人（収入割を申告納付すべきものを除く。）」に改める。

第七十二条の三十九第一項中「第七十二条の四十一第一項の規定に該当するもの」を「第七十二条の四十一第一項第一号に掲げる法人」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に改める。

第七十二条の四十一第一項中「これ」を「次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次号に掲げる法人以外の法人　収入金額若しくは所得又は収入割額若しくは所得割額

二　小売電気事業等又は発電事業等を行う法人のうち、連結申告法人、第七十二条の二十三第二項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、第七十二条の二十四の規定の適用を受ける法人、法人税が課されない法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人又は小売電気事業等若しくは発電事業等とその他の事業とを併せて行う法人以外の法人　収入金額又は収入割額

第七十二条の二第一項第一号イ」の下に「及び第三号イ」を加え、同条第三項中「規定によつて」を「規定により」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に改める。